

株式会社きらりコーポレーション 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社きらり、コーポレーション（以下「この会社」という。）の企業倫理を確立し、この会社の信頼を得ることを目的として定める。

(社会的信用の維持)

第2条 この会社は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 この会社は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない

(法令等の遵守)

第4条 この会社は、関連法令及びこの会社の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

- 2 この会社は、暴力団及び反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。
- 3 役員及び従業員（以下、「従業員等」という。）は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条 株主及び従業員等は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第6条 この会社は、利益相反を防止し、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

- 2 この会社は、株主総会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する株主又は取締役を除いて行わなければならない。
- 3 この会社は、利益相反防止のため、従業員等に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。ただし次項に係る是正措置については第5項に

準ずること。

4 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等法」という。）に基づく資金分配団体に関する業務を行う場合は、実行団体の選定及び監督するにあたり、実行団体との間の利益相反を防ぐ措置を講じなければならない。

5 前項に係る利益相反防止のため、従業員等に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させたいうで、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び必要な是正措置を講じなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第7条 株主及び従業員等は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

2 休眠預金等法に基づく資金分配団体に関する助成事業等を行うにあたり、従業員等及びその他の事業協力団体の関係者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

（情報開示及び説明責任）

第8条 この会社は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）

第9条 この会社は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

（連携）

第10条 この会社は、利害他関係者が社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をともにめざす対等なパートナーであるとの認識の下で連携に努めなければならない。

（研鑽）

第11条 この会社の従業員等は、社会的課題に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

（規程遵守の確保）

第12条 この会社は、必要あるときは、株主総会の決議に基づき委員会を設置

し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(細則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表取締役が別に定めるものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、代表取締役が行う。

附則（施行日）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附則（令和5年4月改正）

この規程は、令和5年4月3日から施行する。